

岩手県漁業調整規則(以下「規則」という。)第4条第1項第1号、2号、16号及び17号に規定する知事許可漁業の提出書類 一覧表

		1				2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
添付書類		申請書				届出書			申請理由書	申請者の印鑑証明書	申請者の定款及び登記簿抄本	漁船登録票の写し	船舶件名書	船舶使用承諾書	年間事業計画書	代表者選定届	代表者変更届	共同経営者の権利義務関係説明書	共同経営者の脱退届	住民票の写し又は登記簿抄本	戸籍謄本又は登記簿抄本	相続同意書又は合併を証する書類	起業の認可指令書	漁業の許可の変更許可指令書	許可証	許可証亡失申立書	魚市場水揚情報入手等に係る同意書	共同漁業権者の同意書
様式番号等		(規則参考様式1)	(規則参考様式2)	(規則参考様式3)	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号			様式第7号	様式第8号	様式第9号	(規則参考様式4)	(規則参考様式5)	様式第10号	様式第11号			様式第13号			様式第14号	様式第15号		
申請又は届出	許可申請	現に有効な許可受有者による申請	○							○		△		△		△		△							△		△	△
		新規申請	○							○	○	△	△	△	○	△		△									△	△
		認可を受けている者による申請	○									△		△		△		△						○				△
		起業の認可申請	○							○	○	△	△	○	△	○	△		△							△	○	△
		許可(起業の認可)の変更許可申請		○								△												△		△		
		許可証書換え交付申請			○							△					△	△	△	△	△					△	○	
		許可証再交付申請				○																				△	△	
		相続、合併、分割に伴う許可(起業の認可)の承継届					○					○	△	△		△		△		△			○	○		○	○	
		休業届						○																				
		就業届							○																			
	廃止届							○																○				

注: 1 △印が付されている書類は該当する場合に添付すること。

2 同一人が同時に複数の申請書を提出する場合は、印鑑証明書など共通の書類については、一件のみに正本を添付し、他の申請書にはその旨を記載して省略できる。(規則第61条第1項)

3 操業期間中に申請する場合の許可証の添付はその写しを代替できるものとする。(この場合、前許可証は、新たに交付される許可証と引替えに返納するものとする。)

4 必要に応じて、これ以外の書類の添付を求めることがある。

5 各様式の使用船舶に関する項目については、船舶を使用しない場合は「該当なし」とすること。

6 漁業調整上の理由等により、有効期間が1年未満に短縮されている場合、「現に有効な許可受有者」を「直近の有効期間の許可受有者」と読み替えるものとする。